

2023年度国際園芸博覧会全体展示基本設計業務委託  
業務説明資料

1. 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「2023年度国際園芸博覧会全体展示基本設計業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款及び契約規程を遵守することとする。

(3) 件名

2023年度国際園芸博覧会全体展示基本設計業務委託

(4) 履行期限

契約の日から2024年3月29日（金）

(5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務所

2. 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及、花と緑のあふれる暮らしや地域・経済の創造、社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2019年9月に国際園芸家協会（AIPH）から承認された。2022年11月には、博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。

2027年3月の開催に向けて、2022年度に検討した展示計画を踏まえ、協会の展示内容を具体化するとともに、国や横浜市をはじめ、協会以外の参加者の出展も考慮した会場全体の展示・出展の調整も進めていく必要がある。

本業務は、国際園芸博覧会を開催するにあたり、2022年度に策定した2027年国際園芸博覧会基本計画等を踏まえ、本博覧会の展示園、修景の実施設計に繋がる、基

本設計等を行うことを目的とする。

また、展示・出展の基本方針に基づく各展示・出展の調整、情報収集・調査等を行う。

(2) 本博覧会における展示・出展等の形態および展示・出展の基本方針

本博覧会における展示、出展等の形態は以下を想定している。会場全体で、協会による展示や修景の実施、各参加者による出展、コモンズを活用した主催者と参加者との連携したプログラム等により、本博覧会の展示・出展を構成する。

**園芸博における展示・出展等の形態**

**展示：協会が実施**

**A, 展示園**

主催者の設置によるテーマに紐づく屋外展示を実施。

**B, テーマ館（シンボル展示）**

主催者の設置による屋内展示と屋外展示により構成。

主として、植物への興味・関心を促し、植物への理解や知識を深める展示を実施。

**主催者構成団体による出展：協会が役割分担を調整**

**C, 政府出展（農水省、国交省）**

日本国政府を代表して出展されるもの。

※別途、農水省と国交省が有識者懇談会・検討会を立上げて出展内容を検討中。

**D, 開催地出展**

**出展：協会が参加招請し、参加者が実施**

**E, 国際庭園出展**

世界の国・国際機関により、各国を代表して出展されるもの。

**F, 庭園出展**

（自治体、教育・研究機関、市民団体、民間企業（園芸関連）等）

各参加者により出展されるもの。参加者によるPR出展等を想定。

**G, パークパビリオン（民間企業）**

民間企業、企業グループ等から出展されるもの。各々の企業等の独自視点・提供価値からメッセージを伝える。最新技術など、新しい体験の場を提供することを想定。

**H, 花き・園芸製品等出展**

（自治体、教育・研究機関、市民団体、民間企業（園芸関連）等）

各参加者により出展されるもの。 ※協会が設置する屋内出展施設への出展を想定。

**修景：協会が設置**

**I, 修景**

主催者により、会場を植物、花、緑で彩る骨格となる修景を設置。

**コモンズ：協会が設置**

**J, コモンズ**

主催者により、修景、休息、滞留・交流、環境性能の機能を備える回遊拠点を設置。協会、来場者や出展者等の様々な主体が連携して、博覧会の展示テーマを体現することも想定。

本博覧会においては以下の展示、出展の基本方針を設定している。会場全体の各展示・出展等については、当該基本方針に基づいて実施する

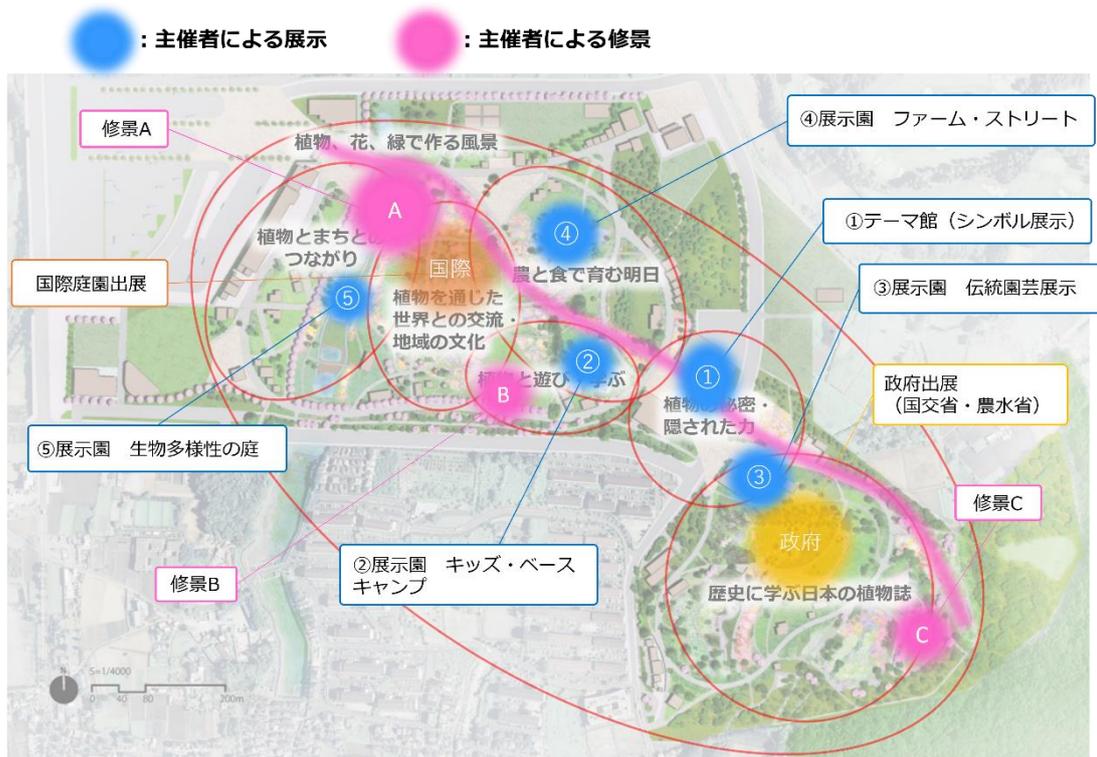
#### 展示・出展の基本方針

1. 植物で驚きや感動を与え、植物への興味・関心を促す展示
2. 生態系の基盤としての植物、植物文化、自然資本財としての植物への理解や知識を深める展示
3. 花・緑・農・食の活用による諸問題の解決策、花・緑・農・食と創る未来の産業の展示
4. 花・緑・農・食と新たな感性で創る多様な文化と暮らしのあり方の展示
5. 課題解決への道筋を共創し、連携して世界に向けて発信し、未来へ伝える展示

#### (3) 協会による展示と修景の展開イメージ

主催者による展示と修景の展開イメージを以下に示す。現時点において、主催者による展示と修景は、テーマ館、展示園4か所、テーマ性を持たせた修景3か所と主動線に沿って会場を横断する修景1軸を仮設定している。その他、コモンズが想定されている。

##### 主催者による展示と修景の展開イメージ



なお、これらのうち、テーマ館及び展示園の一つである伝統園芸展示（仮称）は、横浜市の公園事業で新設予定の建築物の利用を想定している。テーマ館（シンボル展示）は、4500m<sup>2</sup>程度（建築面積には展示室、アトリウム、運営施設等を含む）、伝統園芸展示は、建築面積1500m<sup>2</sup>程度と300m<sup>2</sup>程度の2棟（建築面積には展示室、運営施設等を含む）の予定である。

#### (4) 留意事項

本業務の実施にあたっては以下の点に留意の上、取り組むこととする。

- ア 本博覧会のテーマを体現する展示として、本博覧会の理念を訴求しかつ魅力ある展示となるよう、また、A1クラスの国際園芸博覧会にふさわしい内容となるべく、経験・知見に即した助言に努めること。
- イ 本業務の実施にあたっては、「GREEN×EXPO ラボ（創生組織）」の農&園藝チーフコーディネーター等構成員の意見を聞きながら進めること。なお、ラボ構成員への謝金は本業務から除く。
- ウ 国をはじめとした関係機関、横浜市、有識者、協会が指定した助言者等との綿密な連携を行うこと。なお、有識者、協会が指定した助言者等への意見聴取に係る費用及び手続き一式は本業務に含むものとする。
- エ 今年度実施される協会の他の委託業務（テーマ館（シンボル展示）、会場整備、建築、植物監理、輸送アクセス、発注者支援、出展、会場運営等）の受託者と連携して取り組み、検討を行うこと。
- オ 上記、イ～エの連携にあたっては各種会議等が実施されるため、それらに参加、資料作成、調整等を行い、適切に作業を進めること。効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築すること。
- カ 委託の全体の進捗を管理するために業務責任者を定めること。業務責任者は各会議への参加及び監督員と綿密に連携を取り、業務を進めること。
- キ 2022年度までに行われた検討成果や協会内の各種会議等の検討の経緯などを踏まえて検討を行うこと。本委託業務遂行に必要な各種委託業務の成果品は、本委託契約締結後に貸与する。
- ク 本業務の特徴として、生体の植物の展示が含まれること、別途発注される建築物を活用した展示を行うこと及び別途発注される庭園などの修景を活用した展示を行うことが挙げられる。これらに対応できるよう、生体の植物の展示に関する専門的な知見及び建築や造園分野との調整ができる専門的な知見を有する者を委託の体制に組み込むこと。
- ケ 展示内容、演出の検討については、SDGsやサステナビリティ等の観点から、環

境負荷の低減に配慮すること

(5) 本業務と会場整備、植物管理に関する委託業務の範囲

展示園、修景、commonsは、別途発注を予定している会場整備に関する業務及び植物監理に関する業務においても対象範囲に含まれている。この3つの業務における主な業務範囲の考え方は下記のとおりとする。検討の過程で下記によって仕分けられない内容については、委託者と調整する。

・会場整備に関する業務

樹木、花壇、小型建物、園路、ベンチ、サイン、屋外遊具等、地面に直接固定される展示園の基盤となる施設等の整備に関する設計

・植物監理に関する業務

屋内屋外における植物の監理（植物調達・施工・維持管理を含む）に関する計画  
ただし、特殊な植物等、通常と異なる調達、施工及び維持管理が必要なものは、個別検討する。

・本業務

上記以外の展示品（鉢植え、生け花、標本、書籍、工芸品、農機具等）、イベントなどのソフト展開、展示演出等を含めた展示内容に関する設計

ただし、各業務は綿密な連携をとることを前提とし、本業務では、会場整備に関する業務の設計範囲に関しても、来場者体験、展示内容等の観点から助言、提案等のサポートを行うこと。

また、本業務の範囲に関し、会場整備に関する業務からランドスケープ、修景等の観点において又は植物監理に関する業務から植物の調達、維持管理等の観点において助言、提案等があった場合、内容を検討し、必要に応じて設計に反映すること。

3. 業務内容

本業務では、展示園及び修景の展示についての基本設計を実施する。検討対象としては、展示園4か所及び修景3か所程度とする。

なお、当該設定は現時点での整理であり、検討の過程で対象数が前後する可能性がある。

(1) 与条件の確認

本業務の実施にあたっては、以下の与条件の確認と整理を行う。

- ・ 過年度の検討成果や上位計画、施設諸元の確認
- ・ 各種設計条件の整理と確認

- ・ 各種設計基準・関係法令の抽出と適用の確認
- ・ 関連事業及び2023年度関連委託業務との関係性の整理
- ・ 現地詳細調査(設計対象地とその周囲)

## (2) 展示園の展示内容についての基本設計

主催者による屋外を主とした展示の場である展示園は、博覧会のテーマを体現するための核の一つである。庭園などの修景を基盤としつつ、展示品、展示施設、イベントなどのソフト展開を合わせて、来場者に特別な展示体験を提供する。展示そのものに魅力を持たせるとともに、主催者が自らテーマ性を持たせた展示を行うことで、周辺に参加者の出展を誘引し、連携を図ることで博覧会の魅力を総合的に高めることを目指している。

展示園の展示ストーリー、具体的な展示の調達や制作、来場者の体験を見据えた演出と設備、概算事業費、実施スケジュールなどを盛り込んだ、基本設計を作成する。

### ア 展示ストーリー及び展示内容の検討及び設定

展示園において、来場者が体験する展示ストーリー及び展示内容を作成するため、下記についての情報収集、分析提案を行う。

- ・ 展示ストーリーについて、施設諸元を踏まえ、展示展開数、各展示園の展示内容と来場者へ訴求するポイント等
- ・ 展示内容（展示品、ソフト展開等）について、調達や制作に向けたプランの作成など、実施に向けた具体的な手順。当該展示内容を選択した背景及び調達が必要な植物リストを含む。
- ・ 展示内容に応じた、アナログとデジタル、リアルとバーチャル、オフラインとオンラインの特性等を踏まえた、来場へ興味喚起、遠隔地を含む会場外からの参画等に対応するための最適な展示展開

### イ 展示演出、設備の検討

展示演出と設備計画に関する下記の情報を展示内容ごとに整理する。

- ・ 展示演出は、訴求するポイントを踏まえ、来場者に提供する体験を具体的に整理するとともに、主催者の展示運営を想定し、生体の植物、書籍、工芸品などの現物、レプリカ、標本、イベント等、展示内容に合わせた最適な手法
- ・ 展示演出の手法設定に伴い、必要となる設備設計
- ・ 施設諸元、展示内容、展示演出の手法を踏まえ、各展示必要面積、平面プロポーシオン、必要天井高さ、外光の有無等の展示を配置する空間構成の諸元
- ・ 電気、ガス、上下水、廃棄物、ICT基盤等、必要となるインフラ容量条件、湿度、温度、照度等の空調や照明等の設定条件、展示や設備設置時の耐荷重等の構造条件等の展示に必要な条件

- ・展示演出は展示内容と合わせて、返却、売却、継承、廃棄等、会期終了後の取り扱いを踏まえて検討する。

#### ウ 展示運営の検討

展示内容、展示演出、来場者体験を踏まえ、展示運営に関する下記についての情報収集、分析を行う。

- ・展示ストーリーを最大限訴求するためのバッチ方式やウォークスルー方式等の運営方式。アテンダント等の人員配置など、運営方式に合わせたサービスレベルを設定すること
- ・来場者動線、管理動線、VIP動線等、利用形態を想定した動線計画。
- ・来場者、VIP、スタッフ等の安全管理に係るセキュリティレベル。
- ・施設諸元、空間構成の諸元等を下にした、各展示空間のキャパシティ、来場者の体験動線と体験時間を踏まえた、展示体験の設計来場者数。
- ・各運営検討においてはインクルーシブ対応の検証を行うこと。

#### エ 建築設計、造園設計との調整

展示内容、展示演出、設備、展示運営の実施にあたり必要となる与条件を整理し、別途発注される建築、造園の委託業務と関係する事項を整理する。

#### オ 展示のイメージパース、基本設計図の作成

各展示園のイメージパース及び展示基本設計図を作成する。

CADのデータ（様式、レイヤ規定）については委託者と協議の上、決定すること。

A イメージパース（展示園毎に3カット程度）

B 展示基本設計図

伝統園芸展示：平面図、立面図、断面図等

伝統園芸展示以外：展示園毎の平面図等

#### カ 概算数量、概算事業費の作成

展示園に係る概算数量と概算事業費を算定する。実施設計、調達、制作、施工、維持管理、運営、撤去、継承等、展示園の実施に必要となる一連を対象として積算する。

- ・積算にあたっては、極力コストの縮減が図られるよう施設の多機能複合化、コンパクト化、簡素化等の提案を盛り込むこととする。
- ・2023年9月末までに、第一次概算事業費をとりまとめること。精緻化を踏まえた第二次以降の概算事業費算定期間については、別途委託者と調整すること。

- ・展示基本設計図と概算数量をとりまとめ、実施設計以降の発注図書を作成すること。

#### キ 実施スケジュールの作成

展示園の実施に向け必要となる、事業監理、設計、調達、制作、施工、維持管理、運営、撤去、継承等のスケジュール案を作成する。

### (3) 修景の展示内容についての基本設計

修景は、主たる機能として、ランドスケープの核となる修景としての庭園として設定している。修景の主たる機能に展示内容を加えることで、来場者へのテーマの訴求の強化、展示体験を通じた魅力の向上等を図る。

#### ア 修景で実施する展示内容の検討

- ・展示・出展の基本方針に基づき、他の展示・出展等の展示内容を踏まえ、追加すべき展示内容を整理する。

#### イ 展示ストーリー及び展示内容の検討

修景において、来場者が体験する展示ストーリー及び展示内容の作成するため、下記についての情報収集、分析を行う。

- ・展示ストーリーについて、展示内容と来場者へ訴求するポイント等。
- ・展示内容（展示品、ソフト展開等）について、調達や制作に向けたプランなど、実施に向けた具体的な手順、当該展示内容を選択した背景及び調達が必要な植物リストを含む。

#### ウ 展示演出、設備の検討

展示演出と設備計画に関する下記の情報を展示内容ごとに整理する。

- ・展示演出は、訴求するポイントを踏まえ、来場者に提供する体験を具体的に整理するとともに、主催者の展示運営を想定し、生体の植物、書籍、工芸品などの現物、レプリカ、標本、イベント等、展示内容に合わせた最適な手法。
- ・展示演出の手法設定に伴い、必要となる設備設計。
- ・設備設計にあたっては、電気、ガス、上下水、廃棄物、ICT基盤等、必要となるインフラ容量等の条件。
- ・展示演出は展示内容と合わせて、返却、売却、継承、廃棄等、会期終了後の取り扱いを踏まえて検討する。
- ・展示内容、演出や運営に係る設備等の概算数量を設定する。

#### エ 展示運営の検討

展示内容、展示演出、来場者体験を踏まえ、展示運営に関する下記についての情報収集、分析を行う。

- ・展示ストーリーを最大限訴求するための運営方式。
- ・動線計画や安全管理。
- ・施設、空間構成の諸元等を下にした、各展示空間のキャパシティ、来場者の動線と体験時間を踏まえた、設計来場者数。
- ・各運営検討においてはインクルーシブ対応の検証を行うこと。

#### オ 展示のイメージパース、基本設計図の作成

修景のイメージパース及び展示基本設計図を作成する。

CADのデータ（様式、レイヤ規定）については委託者と協議の上、決定すること。

- A イメージパース（コモンズ等毎に3カット程度）
- B 展示基本設計図（コモンズ等毎の平面図等）

#### カ 概算数量、概算事業費の作成

修景に係る概算数量と概算事業費を算定する。実施設計、調達、制作、施工、維持管理、運営、撤去、継承等、コモンズ等の実施に必要となる一連を対象として積算する。

- ・積算にあたっては、極力コストの縮減が図られるよう施設の多機能複合化、コンパクト化、簡素化等の提案を盛り込むこと。
- ・2023年9月末までに、第一次概算事業費をとりまとめること。精緻化を踏まえた第二次以降の概算事業費算定期間については、別途委託者と調整すること。

#### キ 実施スケジュールの作成

修景の実施に向け必要となる、事業監理、設計、調達、制作、施工、維持管理、運営、撤去、継承等のスケジュール案を作成する。

#### (4) コモンズ、展示・出展のまとまりの整理、展示・出展等の全体調整

##### ア コモンズについての整理

会場内に配置されるコモンズについて、来場者の体験性や展示テーマの訴求効果を高めるため、展示的な要素が必要な箇所を数か所選定し、追加的な展示の内容、催事による活用方法等を整理する。

#### イ 展示・出展等のまとりの整理

近接して配置され、同様のテーマに基づき展示・出展を行っている展示園、政府出展、自治体出展、企業出展、コモンズ等についてまとりとして設定し、そのまとりについて来場者の体験性や展示テーマの訴求効果を高めるための追加的な展示の内容、催事による活用方法等を整理する。

#### ウ 会場全体の展示・出展等の調整

展示園、政府出展、開催地出展、国際庭園出展、自治体出展、民間企業出展を含めた展示・出展等の全体の内容を踏まえ、展示・出展の基本方針に基づき、展示・出展内容のバランス調整、重複解消、不足内容の追加などの調整を行うべき事項について整理し、修正案を検討する。

#### (5) 情報収集・調査

展示内容の作成のための類似事例や新たな演出手法に関する情報収集・調査を行う。

- ・最新の展示や演出手法等の類似事例の情報収集を行う。
- ・展示内容の検討と合わせて来場者のマーケティング調査を行い、調査結果に基づく来場者特性を想定する。想定した来場者特性については、展示内容、展示演出の検討に反映する。

#### (6) 報告書の作成

前項までの業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。報告書のまとめ方については、委託者の指示に従わなければならない。また、委託者の指示に従い報告書の抜粋版についても作成すること。

なお、作成した原稿やデータ一式（関係資料等を含む）について、Microsoft Office 等の汎用的なものとする。基本設計図のCADのデータ（様式、レイヤ規定）については委託者と協議の上、決定すること。

#### (7) 打合せ

適宜打ち合わせを行い、打合せ後は議事録を作成すること。

#### 4. 成果品

- ・報告書：（A4またはA3・パイプ式ファイル綴じ）（本編及び参考編）5部
- ・報告書及び業務で作成した資料の電子データ（DVD等 格納）  
（Microsoft Office、Illustrator 等編集可能な汎用的なデータも併せて格納するこ

と。)

- ・その他、業務履行過程の資料で委託者が必要と認めるもの

## 5. その他

- (1) 本委託業務の一般的事項については委託者の指示に従うこと。また、本資料に定めのない事項、又は疑義が生じた場合の解釈については、両者協議の上、委託者の指示に従うこととする。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、委託業務計画書を契約締結後14日以内(休日等を含む)に作成し、委託者へ提出すること。なお、委託業務計画書の記載内容については、以下の内容とする。  
〔業務概要、実施方針、業務工程、業務組織体制、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容、使用する主な図書及び基準、連絡体制(緊急時を含む。)、使用する主な機器、その他〕
- (3) 管理技術者は委託期間中の業務経過内容全般を把握し委託の計画の整合及び調整を行い、委託者及び各業務との連絡調整等を行うこととする。なお、管理技術者はプロポーザルで提案された者とし、変更することはできない。
- (4) 打合せについては、定例会及びその他必要に応じて各検討における個別打合せを別途想定すること。打合せ後は毎度議事録を作成し、原則打合せの次の日に要点及び次回打合せまでのタスク等を記載し、委託者に提出する。ウェブ会議も可能とする。
- (5) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこととする。
- (6) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めることとする。
- (7) 受託者が協会等の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとする。
- (8) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業

務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、指示又は承認を受けることとする。

(9) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。

(10) 受託者が、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。

(11) 成果品については、協会に帰属することとする。

(12) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。

(13) 受注者は、発注情報流出防止対策の強化として、本業務の履行に関するすべての発注情報について適切な対策を取り、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。なお、受注者は、以下の業務における発注情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

#### ア 規定の遵守

発注情報の取り扱いについては、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

#### イ 発注情報の目的外使用の禁止

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う発注情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

#### ウ 社員等に対する指導

- ① 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- ② 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- ③ 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委

託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこととする。

エ 契約終了時等における発注情報の返却

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

オ 電子情報の管理体制の確保

- ① 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、業務計画書に記載するものとする。
- ② 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
  - ・本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
  - ・電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
  - ・電子情報を移送する際のセキュリティ対策

カ 電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- ・情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ・セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ・セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ・セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ・情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

キ 事故の発生時の措置)

- ・受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- ・この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- ・発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある

## 6. 参考資料等

### (1) 上位構想、既往計画等

- ・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018年3月）
- ・2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019年7月）
- ・国際園芸博覧会検討会報告書（2020年2月）
- ・旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020年3月）
- ・横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021年5月）
- ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）（2022年6月）
- ・2027年国際園芸博覧会基本計画（2023年1月）

### (2) 関係規則等

- ・AIPH 規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
- ・コンペティション ガイドライン (Annex VII - Competition Guidelines)
- ・コンペティション規則 テンプレート (TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)
- ・過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
- ・General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
- ・その他 大阪・関西万博の一般規則・特別規則、国際園芸博覧会・関係規則等  
※規則関係の更新に注意すること

### (3) 関係するウェブサイト

- 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト  
<https://expo2027yokohama.or.jp/>
- 横浜市都市整備局「国際園芸博覧会の開催」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/>
- 横浜市都市整備局「旧上瀬谷通信施設」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>
- 横浜市環境創造局「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/tsukuru/seibikeikaku/kamiseya.html>
- 農林水産省「2027年横浜国際園芸博覧会」  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f\\_yokohama/yokohamahaku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html)

○国土交通省「国際園芸博覧会」

[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_tk\\_000089.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html)

○AIPH (国際園芸家協会)

<http://aiph.org/>

○BIE (博覧会国際事務局)

<https://www.bie-paris.org/site/en/>